

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）にかかる注意喚起（5月12日）

●5月12日、オンタリオ州議会は、本5月12日が期限となっていた緊急事態宣言を6月2日まで延長することを決定しました。

1. オンタリオ州の緊急事態宣言の延長

（1）5月12日、オンタリオ州議会は、3月17日に発令し、本5月12日が期限となっていた緊急事態宣言を6月2日まで延長することを決定しました。

（2）州内では一部経済活動等の再開の動きが始まっていますが、緊急事態の下でこれまで新型コロナウイルス対策として講じられてきた以下の措置は継続されていますので御注意ください（現時点では、それらの措置は5月19日まで延長されています。）。

●屋内娯楽施設、公立図書館、私立学校、チャイルドケアセンター、レストラン及びバー（持ち帰り、宅配を除く）、映画館、劇場、コンサート会場の営業停止。

●5名を超える人が集まる公共イベント（礼拝場所での集会等を含む）及び集会の禁止。

●必要不可欠なもの、または安全指針を厳格に遵守することを条件に営業再開を認められた業種以外の職場の営業停止。

●屋外リクリエーション施設の閉館。

（3）詳細については、以下の政府発表を御参照ください。

<https://news.ontario.ca/opo/en/2020/05/declaration-of-emergency-extended-while-ontario-gradually-reopens-the-economy.html>

2. オンタリオ州の感染者数

5月12日午前10時30分現在、オンタリオ州保健省は、州内の新型コロナウイルスの感染者数について、新規361症例、累計20,907症例（累計死亡：1,725症例、累計回復：15,391症例含む）と発表しました。

州内では、一部経済活動等の再開を認める動きが始まっていますが、緊急事態宣言は発令されたままであり、不要不急の外出は控え、自宅に滞在することが求められています。

外出や散歩、軽度な運動を行う際には、緊急事態の下で講じられている措置を遵守し、他者との2メートルの物理的距離(physical distancing)の維持や手洗いの励行などの感染症対策を徹底するなどして、引き続き感染予防に努めてください。